

第八十七回 参議院外務委員会会議録 第二号

(四六)

昭和五十四年二月十五日(木曜日)
午後一時九分開会

事務局側

外務政務次官 志賀 節君
外務省条約局外務參事官 山田 中正君

常任委員会専門員

山本 義彰君

説明員

外務大臣官房外務參事官 枝村 純郎君

補欠選任

塙出 啓典君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

(外務省関係予算に関する件)

○委員長(菅野儀作君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に田中寿美子君を指名いたします。

○委員長(菅野儀作君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に田中寿美子君を指名いたします。

○委員長(菅野儀作君) 本日の会議に付した案件

第四回

(3) 不健康地勤務条件の改善関係経費は三億二千九百万円であり、前年度予算二億九千五百円と比較いたしますと三千四百万円の増加であります。

本経費は、主として中近東、アフリカ地域に見られる生活条件、勤務環境の厳しい地に所在する在外公館に勤務する職員が、安んじて外交活動に専念し得るよう、健康管理、福祉厚生施設等の改善を図るためのものであります。その内訳として、従来からの施策については、まず、健康管理休暇に伴う経費が四千八百万円で、この制度の適用を受ける公館数は五館増の三十五公館となります。このほか、高地勤務対策のための経費、不健康地在勤職員の家族に対する健康診断費等が計上されております。

次に、新たな施策として、館員宿舎の防犯対策の実施及び物資調達のための旅費支給を行うことになりました。

四 在外公館の警備強化については、施設面、人員面でこれを図るために関連予算として四億五千万円が計上されています。

(4) 在外公館国有化の促進のための施設整備等経費は四十一億三千六百万円であり、前年度予算三十七億七千九百万円と比較いたしますと二億五千七百万円の増加であります。

二、次に、国際協力の拡充強化に関する予算内容を御説明いたします。

南北問題がますます深刻化しつつある今日、自由主義諸国中第一位の経済力を有するわが国は、経済技術協力の拡充、強化を通じて、その問題解決のために、より積極的な役割を果たしてまいらねばなりません。政府としては、その観点より政府開発援助の三年間倍の方針を打ち出しております。その一環として五十四年度においては外務省所管の政府開発援助のための経費の拡充を図っております。

五十四年度の経済協力関係予算は総額一千五

百七十六億七千五百万円で、外務省予算全体の約六五%を占めております。これを五十三年度当初予算一千二百五十五億九千七百万円と比較いたしますと三百六十億七千八百万円の増加となり、二九・七%という伸び率になります。

特に、二国間無償資金協力については、六百五十億円が計上されており、前年度予算三百九十億円に比して二百六十億円の増加であります。

(1) 特に、二国間無償資金協力については、六百五十億円が計上されており、前年度予算三百九十億円に比して二百六十億円の増加であります。

(2) 國際協力事業団の事業については、五百億一千百万円が計上されております。

國際協力事業団は、昭和四十九年八月一日の設立以来、政府ベースの技術協力担当機関として、開発途上地域等の経済・社会の発展に貢献しておりますが、五十四年度予算においては、技術協力事業を初め、同事業団の各事業の拡充強化を図ることいたしました。

(3) 技術協力に関連する予算は四百七十三億円受け入れ、専門家派遣、青年海外協力隊員の派遣、開発調査、機材供与等に必要な経費と、開発途上地域等の社会開発、農林業及び鉱工業に係る関連施設整備及び試験的事業等に対する貸し付けを行なうための開発融資事業に必要な経費であります。

同じく國際協力事業団の移住事業関係の予算は二十六億五千七百万円で、前年度予算に比し二億七千万円の増加であります。

主な内容は、海外移住事業費並びに移住投融資事業のための経費であります。

移住投融資事業は、移住者等に対する農業、工業、漁業、その他の事業に必要な資金の貸し付け及び移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡等を行うものであります。

三、次に広報・文化活動の推進でございます。

(1) 海外広報活動の拡充強化のための経費は二十三億三千七百万円で、これは前年度予算に

比し一千七百万円の増加であります。

その主な内容は広報センター関係経費、招待事業費、フォーラン・プレスセンター委託

事務費、南北問題対外啓発費等であります。

(2) 第二に、國際交流基金の事業を含む文化活動の経費は九十四億七千六百万円であります。前年度予算に比し三十一億二千百万円の増加であります。その内容としては、國際交流基金にすでに出資済みの四百億円に加え、

さらに五十億円の追加出資を行うこととしており、この結果、基金に対する政府出資金は合計四百五十億円となり、これの運用益による年間事業規模は三十五億二千八百万円となり、前年度予算に対し一〇・七%の伸び率になります。この運用益による事業としては中国よりの京劇の招待、N響の中国派遣が予定されております。またASEAN文化基金に対し、さきに補正予算で出資した二十億円に加え三十億円を出資することとしております。

以上が外務省の昭和五十四年度予算重点事項の概要であります。

(3) 第二に、枝村總括参考官 次に、枝村總括参考官

O委員長(枝村總括参考官) 次に、枝村總括参考官

について、その概要を御説明申し上げます。

この改正法案の改正の第一点は、外務省中南米局の設置でございます。中南米地域は二十八カ国を擁し、國際政治経済の面でも重要な地域であります。外務省の事務体制上、従来

この地域は北米地域とともにアメリカ局において所掌しております。しかしながら、中南米は歴史的文化的背景を初め、さまざまな面で北米と事情を異にいたしますので、今回、新たに中南米局を設置し、対中南米外交政策実施のための体制の整備を図ろうとするものでございます。これに伴い、我が国とは伝統的に友好関係にあることは御高承のとおりでございます。外務省の事務体制上、従来

この地域は北米地域とともにアメリカ局において所掌しております。しかししながら、中南米は歴史的文化的背景を初め、さまざまな面で北米と事情を異にいたしますので、今回、新たに中南米局を設置し、対中南米外交政策実施のための体制の整備を図ろうとするものでございます。これに伴い、我が国とは伝統的に友好関係にあることは御高承のとおりでございます。

改正の第二点は、大臣官房調査部を大臣官房調査企画部に変更することに関するものでございま

す。これは名称の変更でございますけれども、この改称によりまして総合的長期的外交政策に関する企画業務の強化を図ろうという外務省の姿勢を一層明らかにする趣旨でございます。

改正の第三点は、中南米局の設置に伴い、かつ行政機構改革に関する政府の基本方針に沿って、

情報文化局文化事業部、アジア局次長及び外務省

大阪連絡事務所を廃止するといふものでございます。

日本人学校について校舎の確保、拡充に対する

す。以上が外務省設置法改正法案の概要でございます。

次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法案による改正点の第一は、在外公館の設置関係でございます。政務次官よりただいま御説

明申し上げましたとおり、昭和五十四年度予算政府原案におきまして大使館三館と総領事館三館の新設が認められております。

大使館は、大洋州のソロモン、トゥヴァル及びカリブ海にあるドミニカ国、三国に設置するものであります。いずれも他の国に駐在するわが方大使をして兼轄させ、実際の事務所は設置しないいわゆる兼館でございます。他方、今回設置することといたしております総領事館は、いずれも実際に事務所を設けるいわゆる実館でございまして、中国の広州、米国のボストン及び西独のフランクフルトの三館がこれでございます。

改正点の第二は、既設の在外公館の昇格に関するものでございまして、在スマラバヤ及び在メダンの領事館を当該地域の重要性にかんがみ総領事館に昇格せんとするものでございます。

改正点の第三は、これら新設または昇格の在外公館に在勤する在外職員の在外基本手当の額を定めるものでございます。

第四の改正点は、在外子女教育手当に関する一部の改正でございます。子女教育手当は、現在、すべての在勤地を通じ、年少子女一人につき一万八千円の定額支給となつております。しかしながら、日本人学校がないような困難な教育環境にあるため多額の教育費負担を余儀なくされる地に在勤する在外公館の職員については、特別の配慮をする必要があるわけでございます。このため学校教育に要する経費のうち一定の範囲のものにつきましては、従来支給しております定額一万八千円に加えて一万八千円の限度内で加算を認めようとするのが改正の趣旨でございます。

以上をもちまして、外務省が提出を予定しております二件の法律案についての御説明を終わらし

ていただきます。

○委員長(菅野儀作君) 次に、山田条約局参事官。

第一番目の、日加原子力協定改正議定書は、昭和三十五年に発効いたしました現行の日加原子力協定を改正するものでございまして、改正の主要

要を御説明申し上げます。

第一番目の、日本・ポーランド通商航海条約は、昭和三十四年に発効いたしました現行の通商航海分野における両国間の通商のより広範な事項について定めたものでございま

す。

第三番目の、日本・フィンランド文化協定は、わが国がすでに十七カ国と締結いたしております文化協定とほぼ同内容のもので、文化・教育の分野における両国間の交流の促進を図らんとするものでございます。

第四番目に、日米教育交流計画協定は、從来、経費全額側負担の教育交流計画、いわゆるフルブライト計画が実施されておりましたものを、同様の計画を、今後は、経費分担方式により

両国共同の新事業として実施するためのものでございます。

第五番目の日伊租税条約改正議定書及び第六番目の日独租税協定修正補足議定書は、いずれも現行の条約につきまして先方の税制改正に応じ必要

する本年のサケ・マス漁業について定めるものでございまして、近くソ連と交渉を開始する予定のものでございます。

十六番目及び十七番目の一九七四年の海上人命安全条約及び一九七八年の同条約議定書は、現行の一九六〇年の海上人命安全条約にかわるものと

第八番目の、水鳥湿地条約は、昭和四十六年にイランのラムサールにおいて作成されましたいわゆるラムサール条約と呼ばれているものでございまして、水鳥の生息地として国際的に重要な湿地を指定し、その湿地及び水鳥の保全を促進するための措置を定めたものでございまして、わが国は

鉄路湿原の指定を予定いたしております。

第九番目の、一九六九年の船舶トン数測度条約は、政府間海事協議機関主催の国際会議で採択されたものでございまして、船舶のトン数の算定につき画一的な原則及び規則を定めるものでござります。

十番目に、南極アザラシ保存条約は昭和四十七年に作成されたものでございまして、南緯六十度以南の海域における六種のアザラシの保存、科学的研究及び合理的利用について定めたものでございます。

十一番目の、北西大西洋漁業条約でございますが、從来、北西大西洋の漁業は、わが国も加盟いたしております昭和二十四年作成の北西大西洋漁業国際条約により律せられてまいりまして、ところ、米加等沿岸国の一二百海里漁業水域設定の事態に対応すべく、同条約にかわるものとして昨年末作成されたものでございます。北西大西洋漁業機関を設けまして、条約水域の漁業資源の保存と利用のための国際協力をを行うことにつき定めたものでございます。

十二番目、十三番目及び十四番目の宇宙関係三条約は、国連におきまして昭和四十二年から四十九年にかけて作成されたものでございまして、宇宙救助返還条約は宇宙船乗員の救助及び宇宙物体の回収等についての協力を、宇宙物体登録条約は打ち上げ宇宙物体の登録及び国連への通報など

十五番目及び十六番目の一九七四年の海上人命安全条約及び一九七八年の同条約議定書は、現行の一九六〇年の海上人命安全条約にかわるものと

十六番目及び十七番目は、海洋投棄規制条約及び同条約の紛争解決に関する改正でございますが、この条約は海洋汚染防止の見地から昭和四十七年に作成されましたもので、人体に危険をたらし、生物資源に害を与え、また他の海洋利用を妨害するおそれのある廃棄物等の海洋投棄を規制する措置について定めておりまして、同条約の改正是昭和五十三年に作成され、条約の解釈または

適用に関する紛争につきまして仲裁等による解決手続を定めたものでございます。

提出を予定いたしておりますのは以上のとおりでございまして、これに加えまして第八十四回国会に提出申し上げました国際人権規約二件が継続審査案件となっております。

なお、提出を検討中のものとして二十件を資料に記載いたしておりますが、これらにつきましては、対外交渉あるいは国内調整の進展がありまして實際に提出申し上げる可能性のあるものとして御参考までに掲げたものでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○委員長(菅野儀作君) 以上で説明は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十五分散会

二月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、核兵器完全禁止等に関する請願(第一四三号)

第七番目の、日ソ・サケ・マス議定書は、北太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域におきま

ち無過失、無限責任等を定めたものでございま

核兵器完全禁止等に関する請願

請願者 静岡県三島市東本町二ノ五ノ二二

滝牧夫外五千六十名

紹介議員 立木 洋君

平和統一の早期実現のため特段の努力をするよう強く要望する。

一、広島・長崎の原爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを世界の人びとに知らせること。

二、核兵器を使うことは人道に反する犯罪として禁止すること。

三、一日も早く核兵器の実験、使用、製造、貯蔵、拡散、配備を全面的に禁止する条約をつくること。

理由

核軍拡競争の危険な現状を憂える私たちは、史上はじめて開かれた国連軍縮特別総会へ、核兵器完全禁止、使用禁止を要請する二千万余の署名を届けた。今や「ノーモアヒロシマ・ナガサキ」の声は全世界に広がりつつある。しかし、世界の核軍拡競争は激化し核兵器使用の危機はかつてなく増大しており、また日本政府代表はこの特別総会に対する演説で核兵器完全禁止、使用禁止については触れず国民世論との違いを明らかにした。核兵器は人道に反する兵器であり、この地球上から絶滅しなくてはならない。特に被爆国日本の政府がその努力の先頭に立つとともに、自らも非核三原則の立法化を実現すべきである。

一月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、朝鮮半島の自主的平和統一の促進に関する
請願(第四四五号)

第四四五号 昭和五十四年一月二十五日受理
朝鮮半島の自主的平和統一の促進に関する請願
請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議
会議長 岩崎茂
紹介議員 加藤 武徳君
国は、民族の自主的平和統一を内容とする第三十
回国連決議の趣旨にのっとり、朝鮮半島の自主的

我が国と一衣帶水の地であり、歴史的、文化的に最も関連の深い朝鮮半島では、依然として南北の対立状態が続いている。このことは、日本・アジアにおいては世界の平和と安全にとつてまことに憂慮にたえないところである。

理由

第一号中正誤	
ベジ	段行
四二二一三	一から二
一元	三
日本政府	士
漁種	そら意味
日本国政府	の反対するこれら
	に反対するこれは
	体制
	率直に
	との同盟
	直に
	と同盟
三九六六五四七	四四五五四四九